

公益財団法人 とかち財団

給 与 規 則

第1章	総 則	1
第2章	給 料	1～3
第3章	諸手当	3～5
第4章	その他の給与	5
第5章	雑 則	5～7
(別表)			
別表1～10		8～17

公益財団法人とかち財団 給与規則

(平成 5 年 8 月 9 日 制 定)
(平成 2 9 年 3 月 3 1 日 一部改定)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人とかち財団（以下「財団」という。）就業規則（以下、「就業規則」という。）第 4 2 条の規定に基づき、財団の職員給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 前条に規定する職員とは、就業規則第 2 条第 1 項第 1 号に規定する正職員をいう。

(給与の種類)

第 3 条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当及び休職給とする。

(給与からの控除)

第 4 条 次に掲げるものは、給与支払いのとき控除する。

- (1) 所得税
- (2) 地方税
- (3) 各種保険料
- (4) その他職員の要請に基づき理事長が認めたもの

第 2 章 給料

(給 料)

第 5 条 職員の給料は、職務の内容、責任の軽重、その他勤務に関する条件に基づいて、別表 1 の給料表により理事長が決定する。
2 標準的な職務の内容は、別表 2 の等級別基準職務表に定めるところによる。

(初任給)

第 6 条 新たに職員となった者の給料は、別表 1 の職務の級及び号俸のうち別表 3 に示すとおりとする。
2 前項の規定にかかわらず、官公庁、民間企業等に勤務して退職した者を採用する場合、その者の級及び号俸は、別表 4 に定める経験年数調整をもって在職する職員との均衡等を考慮して理事長が定める。

(正規転換職員の給料)

第 7 条 就業規則第 9 条に定める、正職員へ転換された職員（以下、「正規転換職員」という。）の給料は、別表 4 に定める経験年数調整をもって在職する職員との均衡等を考慮して理事長が定める。
2 前項により定められた給料により算出される給与の年額（以下、「転換後給与額」という。）が、正職員へ転換される日に属する年度の契約職員給与として積算した年額（以下、「転換前給与額」という。）を下回る場合は、転換後給与額が転換前給与額を上回るまでの間、転換前給与額を保障する。

(昇 格)

第 8 条 理事長は、職員が上位の職務の級に必要な資格を得ている場合には、その職員を昇格

させることができる。

- 昇格した職員のその昇格後の給料の号俸は、昇格前に受けていた給料月額と同じ額の号俸又は直近上位の額の号俸とする。ただし、他の職員との均衡上必要と認めるときは、調整を行うことができる。

(降 格)

第9条 理事長は、職員の職務の級を給料表の下位の級に変更することができる。

- 降格した職員のその降格後の給料の号俸は、降格の際受けていた給料月額と同じ額の号俸、又は直近下位の号俸とする。ただし、他の職員との均衡上必要と認めるときは、調整を行うことができる。

(昇 給)

第10条 昇給日は、毎年1月1日とする。

- 理事長は、職員が現に受けている給料の号俸を受けるに至ったときから、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、他の職員との均衡上必要と認めるときは、12月の期間を短縮又は延長することができる。
- 正規転換職員は、前項の規定にかかわらず、転換した日後の最初の昇給日の前日までの期間を良好な成績で勤務したときは、最初の昇給日に4号俸上位の号俸に昇給させることができる。
- 理事長は、職員が現に受けている給料の号俸を受けるに至ったときから最短昇給期間を経過するまでの間において、次の各号に掲げる一に該当する場合は、昇給期間を延伸することができる

- (1) 就業規則に定める休日、週休日等の代休日、年次有給休暇、病気休暇及びその休職、特別休暇及び就業禁止、「公益財団法人とかち財団 育児・介護休業等に関する規則」に定める休業及び休暇以外の理由によって、勤務日の5分の1以上に相当する日数を勤務しなかった場合
 - (2) 停職、減給又は戒告処分を受けた場合
 - (3) 昇給させることが適当でないと判断される場合
- 5 職員が満55歳に達した日後の最初の1月1日以降の昇給は、理事長が特に必要と認めた場合を除き停止する。

(給料の支給)

第11条 給料の支給日は、毎月21日（その日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は、土曜日にあたる場合は、順次繰り上げる。）とし、その月の初日から末日までの給料額を通貨で支給する。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料支給の始期及び終期)

第12条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 職員が退職したときは、その日までの給料を支給する。
- 前2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときはその給料額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日数を差引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(在職中死亡した職員に対する給料支給特例)

第13条 職員が在職中死亡したときは、当月分を加えて給料4ヶ月分を遺族に支給する。ただし、就業規則第54条の規定による停職中の者は、この限りでない。

- 前項の遺族のないときは、祭祀を行う者に対し、同項に定める額の2分の1に相当する額を支給する。

(勤務を欠いたときの給料)

第14条 職員が勤務しないときは、有給休暇を取得した場合、就業規則第29条に定める休日、または同規則第32条の定めにより指定された週休日等の代休日を除き、その勤務しな

い1時間につき、次条に規定する勤務1時間当りの給料額を減額して給料を支給する。

(勤務1時間当りの給料額)

第15条 勤務1時間あたりの給料額は、給料月額に12を乗じた額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から、就業規則第29条に定める休日に勤務時間として割り振られた時間を控除して得た時間を基準として、1年間の勤務時間数として第3項に定めるもので除した額とする。

2 前項の場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

3 第1項に係る1年間の勤務時間数は、1,891時間とする。

第3章 諸手当

(扶養手当)

第16条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。

2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養をうけている者をいう。

- (1) 配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 前項の主としてその職員の扶養をうけている者とは、次の各号に掲げるいずれにも該当する者をいう。

- (1) その者につき他から扶養手当に相当する給与の支給がなされていない者
- (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円未満の者

4 扶養手当は、月額で別表5のとおりとする。ただし、扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、同表の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同表の規定による額に加算した額とする。

5 次の各号に掲げる一に該当する場合においては、その職員は直ちにその旨を理事長に届出なければならない。

- (1) 新たに職員となった者に、扶養親族がある場合
- (2) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (3) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(本条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
- (4) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (5) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者を有するに至った場合(第2号に該当する場合を除く。)

6 扶養手当の支給は、前項第1号の場合で、採用の日から15日以内に届出がなされた場合は採用の日から、15日を経過した後に届出がなされた場合及び前項第2号、第4号及び第5号の場合にあつては、届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合はその月)から支給を開始し、職員が死亡以外の理由によって退職した場合は、退職の日、死亡による退職の場合及び前項第3号の場合は、その事実の発生した日の属する月(その日が月の初日である場合にはその前月)をもって終わる。

7 虚偽の届出又は届出の遅延によって、不当に扶養手当の支給を受けたときは、その全額を返還させ、なお爾後の手当はこれを支給しないことがある。

8 扶養手当の支給については、給料支給の例による。

(住居手当)

第17条 職員に住居手当として、別表6の額を支給する。

2 住居手当は、給料支給のとき支給する。

(通勤手当)

第18条 片道2キロメートル(徒歩による最短距離)以上の通勤のため、交通機関又は交通用具を利用している職員には、別表7のとおり通勤手当を支給する。

2 新たに採用された職員又は通勤手当の支給をうけていない職員が、前項に該当するとき又は該当するに至ったとき、若しくは通勤手当の支給をうけている職員に、その額を変更する事由が生じたとき及び前項の規定に該当しなくなったときは、直ちにその旨を理事長に届出なければならない。

3 通勤手当の支給の始期及び終期は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 新たに採用された職員においては、採用された日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。ただし、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
 - (2) 通勤手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
 - (3) 通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。
 - (4) 通勤手当を支給されている職員がその要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。
- 4 虚偽の届出又は届出の遅延によって、不正にこの手当を受給した場合には、その額を返還させ、なお爾後の手当を支給しないことがある。
- 5 職員が出張、休暇、欠勤、その他の事由で月の全日数を出勤しない場合は、その月の通勤手当を支給しない。
- 6 通勤手当は、給料支給のとき支給する。

(寒冷地手当)

第19条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下本条において「基準日」という。)に在職する職員に対し、基準日における別表8に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表のとおり、11月から翌年3月までの5ヶ月間、毎月の給料日に寒冷地手当を支給する。

(期末手当及び勤勉手当)

第20条 6月1日及び12月1日(以下、本条において、これらの日を「基準日」という。)に、在職する職員に6月15日及び12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその前日。)に期末手当及び勤勉手当を支給する。

2 基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

3 期末手当及び勤勉手当の額は、別表9に定める額にその者の在職期間及び勤務期間の区分に応じて、別表10の支給割合を乗じて得た額とする。

4 正規転換職員が転換日後の最初に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、その者が基準日において6箇月の在職期間及び勤務期間があるとみなし、前項の規定を適用した額とする。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当)

第21条 職員が正規の勤務時間を超えて又は休日に勤務を命ぜられた場合は、その超えて勤務した又は休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当りの給料額に別表11の率を乗じた金額を、時間外勤務手当又は休日勤務手当として

支給する。ただし、次条に定める管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。
2 時間外勤務手当又は休日勤務手当は、次の給与期間の給料支給のとき支給する。

(管理職手当)

- 第22条 管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が指定する者については、その特殊性に基づき、その者の受ける給料の100分の20を超えない範囲において、管理職手当を支給する。
- 2 管理職手当は月額とし、管理職手当を支給する職員及び管理職手当の額は、理事長が定める。
 - 3 前項各号の規定により計算して得た額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り上げるものとする。
 - 4 2以上の職を兼務する場合又は他の職の事務取扱を行う場合は、本務の職に対してのみ支給する。
 - 5 管理職手当を受けるべき者が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、当該月の管理職手当を支給しない。
 - 6 管理職手当は給料支給のとき支給する。

第4章 その他の給与

(退職者の給料)

- 第23条 職員が就業規則第11条の定めにより退職を命じられた場合、その退職期間における給料は、以下のとおり支給する。
- (1) 就業規則第11条第2項第1号の期間については、その職員が受ける給料の100分の80を支給する。ただし、退職を命じた理由が業務上の傷病による場合は、その職員が受ける給料の100分の100以内を支給することができる。
 - (2) 就業規則第11条第2項第2号の期間については、その職員が受ける給料の100分の60以内を支給することができる。
 - (3) 就業規則第11条第2項第3号の期間については、以下のとおり支給する。ただし、理事長が特に必要と認める職員には、1年6月を超える期間について100分の70とすることができる。
 - ① 退職期間が1年に達するまでの期間 100分の80
 - ② 退職期間が1年を超える場合、その期間 100分の50
 - ③ 退職期間が2年を超える場合、その期間 100分の30

第5章 雑則

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規則は、平成5年8月9日から施行する。

附則(平成5年12月17日一部改正)

この規則は、平成5年12月17日から施行する。

附則(平成6年2月28日一部改正)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附則(平成6年12月16日一部改正)

この規則は、平成6年12月16日から施行する。

附則（平成7年12月19日一部改正）
この規則は、平成7年12月19日から施行する。

附則（平成8年12月18日一部改正）
この規則は、平成8年12月18日から施行する。

附則（平成9年9月12日一部改正）
この規則は、平成9年9月12日から施行する。

附則（平成9年12月26日一部改正）
この規則は、平成9年12月26日から施行する。

附則（平成10年1月6日一部改正）
この規則は、平成10年1月6日から施行する。

附則（平成10年12月24日一部改正）
この規則は、平成10年12月24日から施行する。

附則（平成11年8月1日一部改正）
この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附則（平成12年4月1日一部改正）
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成15年1月1日一部改正）
この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附則（平成15年12月1日一部改正）
この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附則（平成17年4月1日一部改正）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成20年4月1日一部改正）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成21年4月1日一部改正）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成22年12月1日一部改正）
この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附則（平成23年12月1日一部改正）
この規則は、平成23年12月1日から施行する。

附則（平成25年4月1日一部改正）
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成26年12月25日一部改正）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年 4月 1日一部改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年 3月25日一部改正）

この規則は、平成28年3月25日から施行する。

ただし、改正後の給与規則は平成27年4月1日から適用する。

附則（平成28年 3月25日一部改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成28年12月16日一部改正）

この規則は、平成28年12月16日から施行する。

ただし、別表1の給料表は平成28年4月1日から適用する。別表8の勤勉手当は平成28年12月1日より適用する。

附則（平成29年 3月31日一部改正）

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

給 料 表

職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号俸	月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)
1	131,700	167,600	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
2	132,700	170,300	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
3	133,700	172,900	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
4	134,700	175,500	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
5	135,500	178,200	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
6	136,500	179,900	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
7	137,500	181,600	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
8	138,600	183,300	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
9	139,400	184,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
10	140,400	186,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
11	141,400	188,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
12	141,500	190,100	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
13	141,600	191,700	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
14	142,700	193,500	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
15	143,900	195,300	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
16	145,000	197,100	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
17	146,100	198,700	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
18	147,200	200,500	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
19	148,300	202,300	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
20	149,400	204,100	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
21	150,500	205,800	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
22	151,900	207,600	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
23	153,200	209,400	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
24	154,500	211,200	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
25	155,800	212,600	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
26	157,300	214,400	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
27	158,800	216,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	160,400	217,900	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	161,700	219,600	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	163,200	221,300	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	164,700	222,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	166,200	224,500	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	167,600	226,000	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	170,300	227,700	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	172,900	229,300	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900

36	175,500	230,900	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	178,200	232,200	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	179,900	233,700	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	181,600	235,100	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	183,300	236,400	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	184,800	237,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	186,600	238,900	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	188,400	239,900	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	190,100	241,100	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	191,700	242,400	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	193,200	243,600	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	468,100
47	194,700	244,800	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	468,400
48	196,200	246,100	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	468,700
49	197,500	247,000	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	469,000
50	198,800	248,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	469,300
51	200,100	249,800	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	469,600
52	201,400	251,300	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	469,900
53	202,700	252,700	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	470,200
54	204,000	254,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	470,500
55	205,300	255,500	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	470,800
56	206,600	256,800	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	471,100
57	207,800	258,000	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	471,400
58	209,100	259,300	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	210,400	260,700	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	211,700	262,000	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	212,800	263,300	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	213,900	264,400	324,900	364,400	380,900	403,300	444,400	
63	214,900	265,700	325,700	365,100	381,500	403,600	444,700	
64	216,000	267,000	326,500	365,800	382,100	403,900	445,000	
65	217,100	268,000	327,400	366,100	382,500	404,200	445,300	
66	218,100	269,100	327,800	366,800	383,100	404,500	445,600	
67	219,000	270,400	328,500	367,500	383,700	404,800	445,900	
68	220,000	271,700	329,300	368,200	384,300	405,100	446,200	
69	220,600	272,800	330,100	368,500	384,700	405,300	446,500	
70	221,500	273,800	330,800	369,100	385,200	405,600	446,800	
71	222,300	274,800	331,500	369,800	385,700	405,900	447,100	
72	223,200	275,900	332,200	370,400	386,300	406,200	447,400	
73	223,900	277,100	332,700	370,700	386,600	406,400	447,700	
74	224,900	278,100	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	225,700	279,000	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	226,600	280,000	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	227,300	280,700	334,700	373,000	388,100	407,400		

78	228, 100	281, 600	335, 200	373, 500	388, 400	407, 700		
79	229, 000	282, 300	335, 600	374, 100	388, 700	408, 000		
80	230, 100	283, 200	336, 100	374, 600	389, 000	408, 200		
81	230, 800	284, 200	336, 500	375, 100	389, 200	408, 400		
82	231, 500	285, 000	337, 000	375, 700	389, 500	408, 700		
83	232, 100	285, 800	337, 500	376, 200	389, 800	409, 000		
84	232, 900	286, 600	338, 000	376, 500	390, 000	409, 200		
85	233, 700	287, 400	338, 300	376, 900	390, 200	409, 400		
86	234, 400	287, 900	338, 700	377, 400	390, 500	409, 700		
87	235, 100	288, 300	339, 200	377, 800	390, 800	410, 000		
88	235, 700	288, 800	339, 600	378, 200	391, 000	410, 200		
89	236, 400	288, 900	339, 900	378, 600	391, 200	410, 400		
90	237, 200	289, 300	340, 300	379, 100	391, 500			
91	238, 000	289, 500	340, 800	379, 500	391, 800			
92	238, 700	289, 900	341, 200	379, 900	392, 000			
93	239, 400	290, 100	341, 400	380, 200	392, 200			
94	240, 100	290, 300	341, 800	380, 700	392, 500			
95	240, 800	290, 700	342, 300	381, 100	392, 800			
96	241, 500	291, 000	342, 700	381, 500	393, 000			
97	242, 100	291, 300	342, 800	381, 800	393, 200			
98	242, 800	291, 600	343, 300	382, 300	393, 500			
99	243, 500	291, 900	343, 700	382, 700	393, 800			
100	244, 200	292, 300	344, 000	383, 100	394, 000			
101	244, 900	292, 600	344, 300	383, 400	394, 200			
102	245, 400	293, 000	344, 700	383, 900				
103	245, 800	293, 300	345, 100	384, 300				
104	246, 300	293, 700	345, 500	384, 700				
105	246, 600	293, 800	346, 000	385, 000				
106		294, 000	346, 400					
107		294, 400	346, 800					
108		294, 800	347, 200					
109		295, 000	347, 700					
110		295, 300	348, 100					
111		295, 700	348, 400					
112		296, 100	348, 700					
113		296, 300	349, 200					
114		296, 600	349, 500					
115		297, 000	349, 800					
116		297, 300	350, 100					
117		297, 500	350, 400					
118		297, 800	350, 700					
119		298, 200	351, 000					

120		298,500	351,300					
121		298,700	351,600					
122		299,100						
123		299,500						
124		299,800						
125		299,900						
126		300,200						
127		300,500						
128		300,900						
129		301,100						
130		301,300						
131		301,600						
132		301,900						
133		302,300						
134		302,500						
135		302,800						
136		303,100						
137		303,400						
再雇用 職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

別表 2 (第 5 条関係)

等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	係、研究員
2 級	係、研究員
3 級	主査、研究主査
4 級	主査、研究主査
5 級	課長、主幹
6 級	部長、参事

別表 3 (第 6 条関係)

初 任 給

区 分	級・号俸
大 卒	1 級 3 7 号俸
短 大 卒	1 級 2 7 号俸
高 卒	1 級 1 7 号俸
中 卒	1 級 1 号俸

別表 4 (第 6 条関係)

経 験 年 数 調 整

経歴の種類	職員の職務との関係	換算割合
国家公務員、地方公務員、公共 企業体職員、政府関係機関職員 及び外国政府職員としての在職 期間	職務の種類が類似している もの	1 0 割以下
	その他のもの	8 割以下
民間における企業体、団体等の 職員としての在職期間	直接関係があると認められ るもの	1 0 割以下
	その他のもの	8 割以下
学校又は学校に準ずる教育機関 における在学期間		1 0 割以下 (在学期間は正規の 修学年数の範囲内)
その他の期間	技能労務等の職務で関係が あると認められるもの	5 割以下
	その他のもの	3 割以下

別表5（第16条関係）

扶養手当

区 分	支 給 額
配偶者（第2項第1号に掲げる者）	10,000円
配偶者以外の被扶養者（第2項第2号に掲げる者）	8,000円 (10,000円)
配偶者以外の被扶養者（第2項第3号から同項第5号に掲げる者）	6,500円 (9,000円)

※（ ）の金額は、職員に配偶者がいない場合の扶養親族一人に係る手当額

別表6（第17条関係）

住居手当

区 分	支 給 対 象 要 件	家 賃	支 給 額
借家・借間	自ら居住するため住宅（貸家を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員	23,000円以下	家賃－12,000円
		23,000円超 55,000円未満	(家賃－23,000円) ×0.5+11,000円
		55,000円以上	27,000円
そ の 他	前記に定める職員以外の職員で理事長が別に定める職員	前記に定める支給額の半額	

別表 7 (第 18 条関係)

通 勤 手 当

区 分	使 用 距 離 等	支 給 額	限 度 額
交通機関利用者	交通機関が定期券を発行している場合	1月の定期券の額	55,000円
	交通機関が定期券を発行していない場合	通勤21回分運賃	
その他自家用車 等利用者	使用距離が片道2km以上5km未満	5,400円	
	使用距離が片道5km以上10km未満	7,600円	
	使用距離が片道10km以上15km未満	10,200円	
	使用距離が片道15km以上20km未満	12,800円	
	使用距離が片道20km以上25km未満	15,500円	
	使用距離が片道25km以上30km未満	18,100円	
	使用距離が片道30km以上	20,900円	
併用者	その他の者	合 算 額	55,000円
備 考			

別表 8 (第 19 条関係)

寒 冷 地 手 当

支給日	世帯区分	支給額
11月から翌年3月まで毎月の 給料日(5ヶ月間)	扶養親族のある世帯主である職員	26,380円
	その他の世帯主である職員	14,580円
	その他の職員	10,340円

別表 9 (第 20 条関係)

期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当

支給日	期末手当	勤勉手当
6月15日	(基準日における給料月額+扶養 手当月額+役職加算) × 122. 5 / 100	(基準日における給料月額+役職 加算) × 85.0 / 100
12月10日	(基準日における給料月額+扶養 手当月額+役職加算) × 137. 5 / 100	(基準日における給料月額+役職 加算) × 85.0 / 100

役職加算：給料月額に次の支給割合を乗じた額

職務の級に属する職員	割合
8級に属する職員	100分の20
7級に属する職員	100分の15
5級及び6級に属する職員	100分の10
3級及び4級に属する職員	100分の5

別表 10 (第 19 条関係)

期末手当及び勤勉手当の在職期間の支給割合

期末手当

基準日以前 6 箇月以内の在職期間	割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

勤勉手当

基準日以前 6 箇月以内の勤務期間	割合	基準日以前 6 箇月以内の勤務期間	割合
6 箇月	100 分の 100	2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	40 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	95 分の 100	2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	30 分の 100
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	90 分の 100	1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	20 分の 100
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	80 分の 100	1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	15 分の 100
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	70 分の 100	15 日以上 1 箇月未満	10 分の 100
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	60 分の 100	15 日未満	5 分の 100
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	50 分の 100	零	零

別表 1 1 (第 2 1 条関係)

時間外勤務手当及び休日勤務手当

区 分		割 合		
		1ヶ月に正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、60時間を超えない時間	1ヶ月に正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、60時間を超えた時間	
時 間 外 勤 務 手 当	平日の深夜以外	100分の125	100分の150	
	平日の深夜 (午後10時から午前5時まで)	100分の150	100分の175	
	週 休 日	土曜日の深夜以外	100分の135	100分の150
		土曜日の深夜 (午後10時から午前5時まで)	100分の160	100分の175
		日曜日の深夜以外	100分の135	
		日曜日の深夜 (午後10時から午前5時まで)	100分の160	
	週休日勤務の振替	100分の 25	100分の 50	
休日勤務手当		100分の135		

